

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本 役員等報酬規則

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人管理規約（以下「管理規約」という。）第18条に基づき、次の通りワコーレ・ロイヤルガーデン北本役員等報酬規則（以下「報酬規則」という。）を定める。

（役員報酬）

- 第 1 条 ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）の役員は、管理規約第40条第2項の規定により次に定める金額の報酬を受けることができる。報酬の一部又は全部をその相当額の商品券等又は物品で受けることもできる。
- (1) 理事長 年額 48,000円
 - (2) その他の理事 年額 36,000円
 - (3) 監事 年額 36,000円
- 2 役員が任期途中で退任した場合で在任期間が6か月以上になる場合の報酬は、月割計算で金額を算出する。在任期間が6か月未満の場合には原則として報酬を受け取ることができない。
- 3 役員が退任した役員の補充等の事由により年度の途中で就任した場合の報酬は、月割計算で金額を算出する。
- 4 役員がその在任期間中に法令や管理規約に違反して管理組合法人に重大な損害を与え、総会においてその役員に報酬を支払うことが適当でない旨の決議をされた場合、該当する役員は本規則に定める報酬を受けることができない。

（業務委嘱者への謝礼）

- 第 2 条 管理規約第59条の規定により業務を委嘱された者には、年間1万円を超えない範囲で謝礼金を支給する場合がある。謝礼は商品券又は物品に代える場合がある。

（報酬規則の改廃）

- 第 3 条 報酬規則の改廃は、管理規約第45条第2項に定める団地総会において出席組合員の議決権の過半数で決するものとする。

（附 則）

- 第 1 条 この報酬規則は、平成10年11月15日の平成10年度臨時総会（団地管理組合法人設立総会）において承認された時点より効力を発するものとする。

2 この報酬規則は、平成16年9月26日の平成15年度(第13回)定期総会において一部改正し、同日より施行した。

(1) 管理規約の改正に伴う引用条項の整合

(2) 用語及び表記の統一並びに条文の一部追加又は削除及び誤植の修正

第 2 条 平成10年9月27日実施の平成9年度定期総会で役員に選任され、この報酬規則施行後も引き続き役員にとどまることになった者については、その定期総会実施日に遡ってこの規則を適用する。